

中山間営農継続支援事業 実施要領

第1 目的

傾斜が急で生産条件が不利な中山間地域において、高齢農家が行っている草刈・防除などの危険作業を行うラジコン式草刈機や農薬散布用のドローンの導入を支援し、受け手と出し手が農作業を分担して助け合う体制を構築することで、農地を保全し、営農の継続を図る。

第2 事業実施主体

別表1、2に定めるとおりとする。

第3 事業の内容

本事業の種類は次に掲げる事業とし、事業の内容等は別表1、2に定めるとおりとする。

- 1 省力化機械等整備事業
以下の取組について助成を行う。
 - (1) ラジコン式草刈機の導入
 - (2) ヤギを活用した除草導入
 - (3) 農薬散布に用いるドローンの導入
 - (4) その他
- 2 農作業受委託促進事業
条件不利農地の営農を継続するため、農業者、地域住民、ボランティア等（以下「アグリサポーター」という。）による農作業の応援を支援する。

第4 対象地域

中山間地域等の生産条件が不利な地域とする。第3の1の事業にあつては、1/20以上の急傾斜の農地を含む、特に生産条件が不利な地域とする。

第5 事業計画の提出および事業実績の報告

- 1 省力化機械等整備事業
 - (1) 事業実施主体は、中山間営農継続支援事業（省力化機械等整備事業）実施計画書を作成し、市町長、または所管の農林総合事務所長（嶺南地域においては嶺南振興局長とする。直接交付する場合は知事とする。以下「農林総合事務所長等」という。）に提出するものとする。市町長は提出された実施計画書を十分審査した上、市町が実施する事業分を加えた実施計画書を農林総合事務所長等に提出するものとする。
 - (2) 事業実施主体は、事業完了後、すみやかに実績報告書を市町長、または農林総合事務所長等に提出するものとする。市町長は提出された実績報告書に、市町が実施した事業分を加えた実績報告書を農林総合事務所長等に提出するものとする。

2 農作業受委託促進事業

- (1) 本事業を実施するサポートセンターは、中山間営農継続支援事業（農作業受委託促進事業）実施計画書を作成し、市町長に提出するものとする。市町長は提出のあった実施計画書を十分審査した上、市町が実施する事業分を加えた実施計画書を農林総合事務所長等に提出するものとする。
- (2) 本事業を実施する市町長は、別添参考様式に基づき、中山間営農継続プラン（以下「営農継続プラン」という。）を作成し、実施計画書に添付するものとする。なお、令和元年度にあつては、営農継続プランの作成前に事業着手できるものとする。営農継続プランを作成後、市町長はすみやかに農林総合事務所長等に提出するものとする。
- (3) 本事業を実施したサポートセンターは、事業完了後、すみやかに実績報告書を市町長に提出するものとする。市町長は提出のあった実績報告書に、市町が実施した事業分を加えた実績報告書を農林総合事務所長等に提出するものとする。

第6 事業の着手

事業の着手は、原則として交付決定後行うものとする。事業計画承認後においてやむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、事業実施主体は必要性を十分に検討したうえで、その理由を具体的に付して、交付決定前着手届を農林総合事務所長等に提出するものとする。ただし、第3の2の事業については、令和元年度に限り、令和元年7月26日以降に作業を実施するものを対象とすることができるものとする。

第7 事業の実施期間

- 1 本事業の実施期間は、令和元年度から令和3年度までとする。
- 2 前項の計画書に基づく事業の実施期間は、当該年度内とする。

第8 助成

県は、予算の範囲内において、福井県農林水産部中山間農業・畜産課所管補助金等交付要綱に定めるところにより、本事業に要する経費について補助するものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

制定 令和元年7月26日（令和元年7月26日より施行）

別表1 中山間営農継続支援事業（省力化機械等整備事業）内容

事業項目	事業実施主体	事業内容	具体的事業内容 (補助対象等)	補助率
省力化機械等整備事業	農家、営農集団等	急傾斜農地等の法面草刈または防除作業を省力的に行うために必要な機械等を導入する。	ラジコン式草刈機、ヤギ、ドローンの導入、および草刈・防除作業の省力化に必要と認められる経費とする。	1/2以内

採択基準

- (1) 補助対象機械等の能力および構造、事業費の規模等は、事業実施計画の目標等の目的に合致したものであって、過剰投資とならないよう必要不可欠かつ必要最小限のものとする。
- (2) 自力もしくは他の助成によって実施中の事業またはすでに完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。
- (3) 既存の施設、機械、器具又は資材の有効利用および事業費の節減の観点からみて必要があると認められる場合は、古品古材、中古機械の利用による事業を補助の対象とすることができるものとする。なお、その品質の確保には十分留意することとし、中古機械は耐用年数が経過していないものに限る。

別表2 中山間営農継続支援事業（農作業受委託促進事業）内容

事業項目	事業実施主体	事業内容	具体的事業内容 (補助対象等)	補助率
農作業受委託促進事業	市町が設置する農業サポートセンター	アグリサポーターがサポートセンターの依頼により実施する条件不利農地の農作業に対して助成を行う。	助成の対象は、耕起・整地、田植、収穫・脱穀および畦畔草刈の機械による農作業、または上記作業に圃場管理を加えた全ての農作業の実施とする。 なお、助成単価等については別表3のとおりとする。	定額
		対象地域の現状把握や相談等を受け、地域の状況に即した支援・指導活動を行う。	受託農家の募集・登録、会議の開催、調査活動、農作業受委託の斡旋、現地確認等に係る経費とする。	1/2以内

採択基準

- (1) 助成の対象は、農作物を栽培するために必要な作業とする。また、1筆当たり20a未満の圃場で実施した作業とする。
- (2) アグリサポーターは、サポートセンターにおいて登録された農業者、営農集団、認定新規就農者、農業法人、農業協同組合、市町が出資する法人、地域住民、ボランティア等とする。

- (3) 対象農地は以下のとおりとする。
- (ア) 簡易に撤去できない畦畔等に囲まれた圃場を一筆とし、一筆当たりの面積は畦畔等を含まない田本地面積とする。
 - (イ) 一筆当たりの面積は原則として実測により算定するものとする。ただし、現地確認により、農地基本台帳等の公的に認められた面積と相違ないと市町が判断した場合は、その面積とすることができるものとする。
 - (ウ) 1筆当たりの単位はアールとし、小数点第2位以下を切り捨てる。
 - (エ) 農作業を委託する農業者が、受託農家に所有権、利用権、使用貸借権等農地の権利を移転した農地は助成の対象としない。

別表3

作業内容	助成単価 (10a 当たり)	要件等
機械作業の実施 ①耕起・整地 ②田植・播種 ③収穫・脱穀 ④畦畔草刈	2,000 円以内 1,000 円以内 2,000 円以内 1,500 円以内	1 左記作業内容①～④を単独または複数実施した場合に助成の対象とする。 2 畦畔草刈りは1回当たりの助成額とし、同一圃場での回数の上限は4回（稲以外は原則2回）とする。
全ての作業の実施	10,000 円以内	1 水稻栽培作業に限る。 2 機械3作業に加えて畦畔の草刈り、水管理等圃場の管理を全て実施した場合に助成の対象とする。
不作付地の再生	20,000 円以内	1 前年度不作付地にそばを全作業実施した場合に限る。 2 機械3作業に加えて畦畔草刈り等の圃場の管理をすべて実施した場合に助成の対象とする。